

### 3. 水 環 境

公共用水域等の水質調査を、河川42地点、海域4地点、池7地点、地下水8地点で実施した。

カドミウム等の健康項目については河川33地点、海域・池・地下水は全地点調査を行った結果、すべての地点で環境基準を達成していた。

公共用水域の生活環境項目については、河川の環境基準適合率がpH99%、BOD71%、DO98%、SS100%であり、平成13年度と比べてBOD（平成13年度は63%）の改善が見られた。梅田川ではBODの適合率が低く、長期的に見て横ばいの状態である。

海域においては、CODがC類型地点で環境基準に適合していたが、B類型地点では適合しなかった。



河川水質調査

#### 表の見方及び表記方法

ア.「平均」は日間平均値の年間平均値である。

イ.「適合率（検体数）」は、「環境基準に適合の検体数 / 総検体数」を示す。

なお、同欄中環境基準に具体的な数値が規定されていない項目、環境基準の水域類型が未指定の地点及び環境基準以外の項目については「 - / 総検体数」と表示している。

ウ.「適合率（日数）」は、「環境基準に適合の日数 / 総測定日数」を示す。

なお、通日調査は総測定日数に含める。

エ.「75%水質値」は、年間の日間平均値の全データ（n個）をその値の小さいものから順に並べた時（DOについては値の大きいものから順に並べた時）、 $0.75 \times n$ （整数でない場合は直近上位の整数）番目にくるデータをいう。

たとえば、次のような11個のデータがあった場合には、

1.3 1.4 1.5 1.6 1.7 1.8 3.1 3.2 3.5 3.6（単位：mg/ ）

$0.75 \times 11 = 8.25$  切り上げて 9

小さい方から数えて9番目のデータ3.2mg/ が75%水質値となる。

オ. 海域中「全層」は、表層（海面下0.5m）、中層（海面下5.0m）の水質の平均値をいう。

カ. 生活環境項目に係る環境基準達成状況の判定は、河川では水域内の環境基準点におけるBODの適合率が75%以上のとき達成と判断する。一方、海域では、CODについては同様に環境基準点での適合率が75%以上のとき達成と判断するが、全窒素及び全燐については環境基準点での表層の濃度の年間平均値が環境基準値を満足しているとき達成と判断する。

なお、複数の環境基準点がある場合はすべての基準点が基準を満足したときに達成と判断する。

図2 - 生 - 7 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の東三河における指定状況



(1) 水環境の状況

ア．公共用水域の調査結果

健康項目（有害項目）

河川33地点、海域4地点、池7地点において水質の調査を行った結果、すべての地点で環境基準を達成していた。

また、水底の底質について河川6地点、海域4地点において調査した結果、「水銀及びPCBについての暫定除去基準」を超える地点はなかった。

河川の生活環境項目

42地点で調査を行った結果、環境基準が定められている河川（豊川、豊川放水路、梅田川、佐奈川）の環境基準適合率は、次表のとおりであり、平成13年度と比べてBODの改善がみられた。

年度	項目	BOD	pH	DO	SS
14		71%	99%	98%	100%
13		63%	98%	98%	100%

河川別の調査結果は次のとおりである。

a 豊川

BOD環境基準を達成していた。なお、本市域における環境基準適合率は、BOD87%、pH100%、DO97%、SS100%であった。

地点別のBOD75%水質値は、三上橋2.7mg/、当古橋0.7mg/、下条0.6mg/、吉田大橋0.7mg/、渡津橋3.3mg/であった。B類型の環境基準点である吉田大橋で環境基準(3mg/以下)を満たしていた。

b 豊川放水路

BOD環境基準(C類型:5mg/以下)を達成していた。なお、前芝大橋における環境基準適合率はBOD、pH、DO、SSすべて100%であり、BOD75%水質値は2.5mg/であった。

c 梅田川

BOD環境基準(C類型:5mg/以下)を達成しなかった。環境基準適合率は、BOD40%、pH98%、DO98%、SS100%であり、BODの適合率は前年度の21%から改善した。BOD75%水質値は、飛越橋10mg/、沢渡橋8.3mg/、御厩橋5.7mg/、植田橋4.4mg/であり、植田橋で環境基準を満たしていた。

d 佐奈川

BOD環境基準(D類型:8mg/以下)を達成していた。なお、浜田橋における環境基準適合率はBOD、pH、DO、SSすべて100%であり、BOD75%水質値は3.5mg/で環境基準を満たしていた。

e 柳生川

類型指定なし。BOD75%水質値は、柳生橋6.5mg/、上富田橋6.2mg/、市場橋9.4mg/。

f 豊川支川(間川、神田川、朝倉川)

類型指定なし。BOD75%水質値は、間川1.7mg/、神田川3.9mg/、朝倉川1.5mg/。

海域の生活環境項目

神野・田原地先海域(C類型)は、COD環境基準を達成したが、渥美湾(甲)(B類型)は達成しなかった。本市域における環境基準適合率では、前年度と比べpH、全窒素の改善が見られた。

年度	項目	C O D	pH	D O	全窒素	全 燐
14		77%	96%	100%	40%	15%
13		73%	88%	96%	29%	17%

類型別にみると、神野・田原地先海域(C類型)の適合率は、COD94%、pH97%・DO100%とほぼ横ばいであったが、渥美湾(甲)(B類型)では、COD25%、pH92%、DO100%と前年度(COD0%、pH67%、DO83%)に比べ改善がみられた。また、全窒素は4地点中3地点において、全燐は4地点すべて環境基準(全窒素 類型:0.6mg/以下、全燐 類型:0.05mg/以下)を超えていた。

池の生活環境項目

7地点の調査を行った結果、COD(平均値)8mg/以下が1地点(前年度0地点)、全窒素(同)1mg/以下が0地点(1地点)、全燐0.1mg/以下が1地点(1地点)であった。

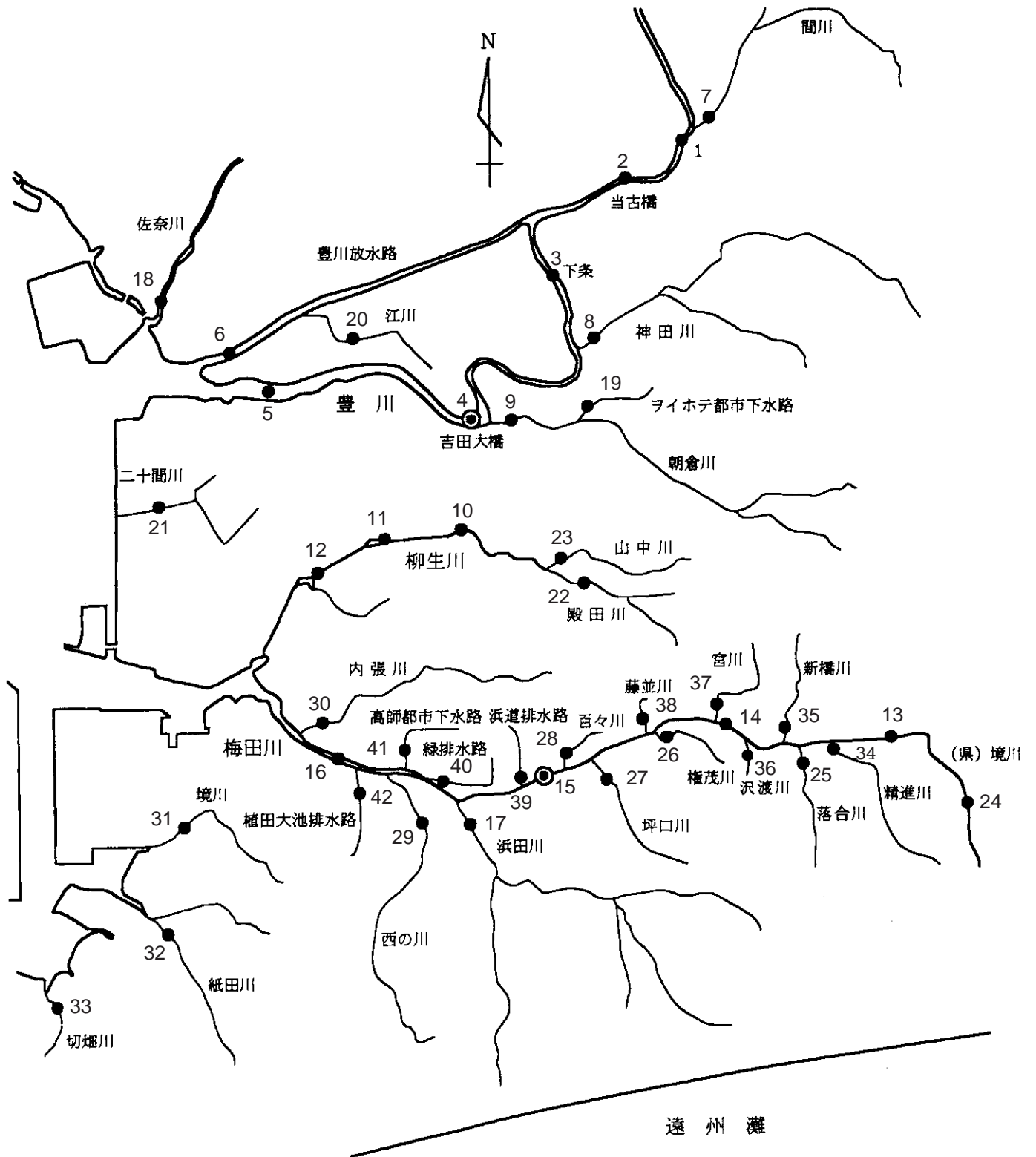
イ. 地下水の調査結果

定地4地点、単年度調査4地点の計8地点において環境基準が定められているカドミウム始め26項目の調査を行った結果、すべての地点で環境基準に適合した。

ウ．公共用水域の水質調査地点

河川の水質調査地点

図 2 - 生 - 8 河川の調査地点図



(注) ● 調査地点

◎ 環境基準点

表2 - 生 - 17 河川の調査地点及び類型指定

水域	地点番号	河川名	地点名	環境基準の類型指定	
				類型	指定年月日
豊川	1	豊川	三上古橋	A・イ	平11.3.31 (昭46.5.25)
	2	"	当古橋	A・イ	
	3	"	下条橋	A・イ	
	④	"	吉田大橋	B・イ	
	5	"	渡津橋	B・イ	
	6	豊川放水路	前芝大橋	C・イ	
	7	間川	六盃橋	-	平11.3.31 (昭62.3.30)
	8	神田川	神田川橋	-	
	9	朝倉川	境川橋	-	
	10	柳生川	柳生橋	-	
	11	"	上富田橋	-	
	12	"	市場橋	-	
	13	梅田川	飛越橋	C・八	
	14	"	沢渡橋	C・八	
	⑮	"	御厩橋	C・八	
16	"	植田橋	C・八		
17	浜田川	佐久良橋	-		
18	佐奈川	浜田橋	D・イ		
19	ライホテ都市下水路	御園橋	-		
20	江川	東海道線下	-		
等	21	二十間川	二十間橋	-	
	22	殿田川	茶屋橋	-	
	23	山中川	本興寺橋	-	
	24	(県)境川	新幹線下	-	
	25	落合川	落合橋	-	
	26	権茂川	梅田川合流点手前	-	
	27	坪口川	坪口橋	-	
	28	百々川	梅田川合流点手前	-	
	29	西の川	鎌田橋	-	
	30	内張川	塩浜橋	-	
水域	31	境川	万溪橋	-	
	32	紙田川	境川橋	-	
	33	切畑川	国道259号下	-	
	34	精進川	梅田川合流点手前	-	
	35	新橋川	梅田川合流点手前	-	
	36	沢渡川	梅田川合流点手前	-	
	37	宮川	梅田川合流点手前	-	
	38	藤並川	梅田川合流点手前	-	
	39	浜道排水路	梅田川合流点手前	-	
	40	緑排水路	野依橋北	-	
	41	高師都市下水路	東三河環状線北	-	
	42	植田大池排水路	植田小学校北	-	

(注) 印は環境基準点

(注) 地点番号2～4は国土交通省調査地点

海域の水質調査地点

図 2 - 生 - 9 海域の調査地点図

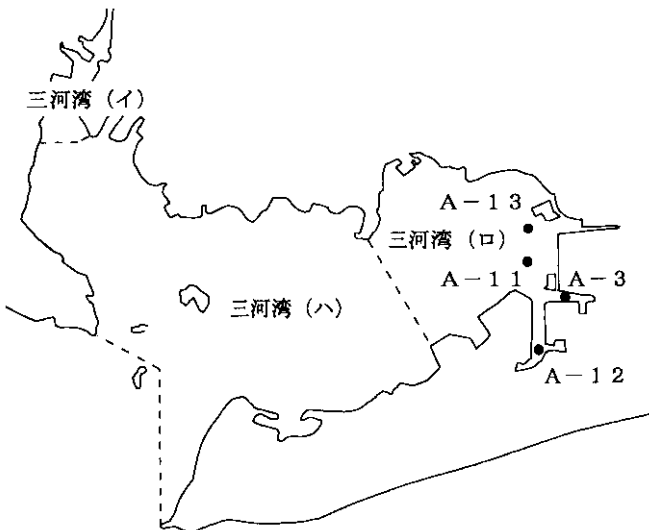
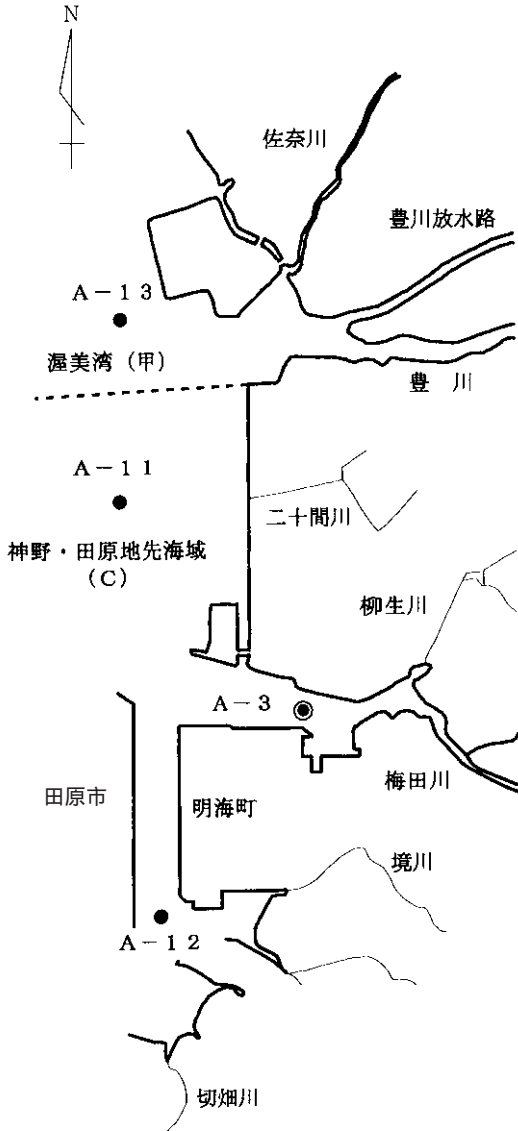


表 2 - 生 - 18 海域の調査地点及び類型指定

水域	地点番号	水 域 名 地 点 名	環境基準の 類 型 指定年月日
渥 美 湾	A - 3	神野・田原地先 神 野 ぶ 頭	C・ロ 46. 5. 25
	A - 11	神野・田原地先 二十間川沖	C・ロ 46. 5. 25
	A - 12	神野・田原地先 木 材 港	C・ロ 46. 5. 25
	A - 13	渥美湾(甲) 新 西 浜 沖	B・イ 46. 5. 25

(注) 印は環境基準点

表 2 - 生 - 19 海域の全窒素及び全燐に係る  
調査地点及び類型指定

水域	地点番号	水 域 名 地 点 名	環境基準の 類 型 指定年月日
三 河 湾	A - 3	三河湾(ロ) 神 野 ぶ 頭	H7. 10. 11
	A - 11	三河湾(ロ) 二十間川沖	H7. 10. 11
	A - 12	三河湾(ロ) 木 材 港	H7. 10. 11
	A - 13	三河湾(ロ) 新 西 浜 沖	H7. 10. 11

池の水質調査地点

図2 - 生 - 10 池の調査地点図

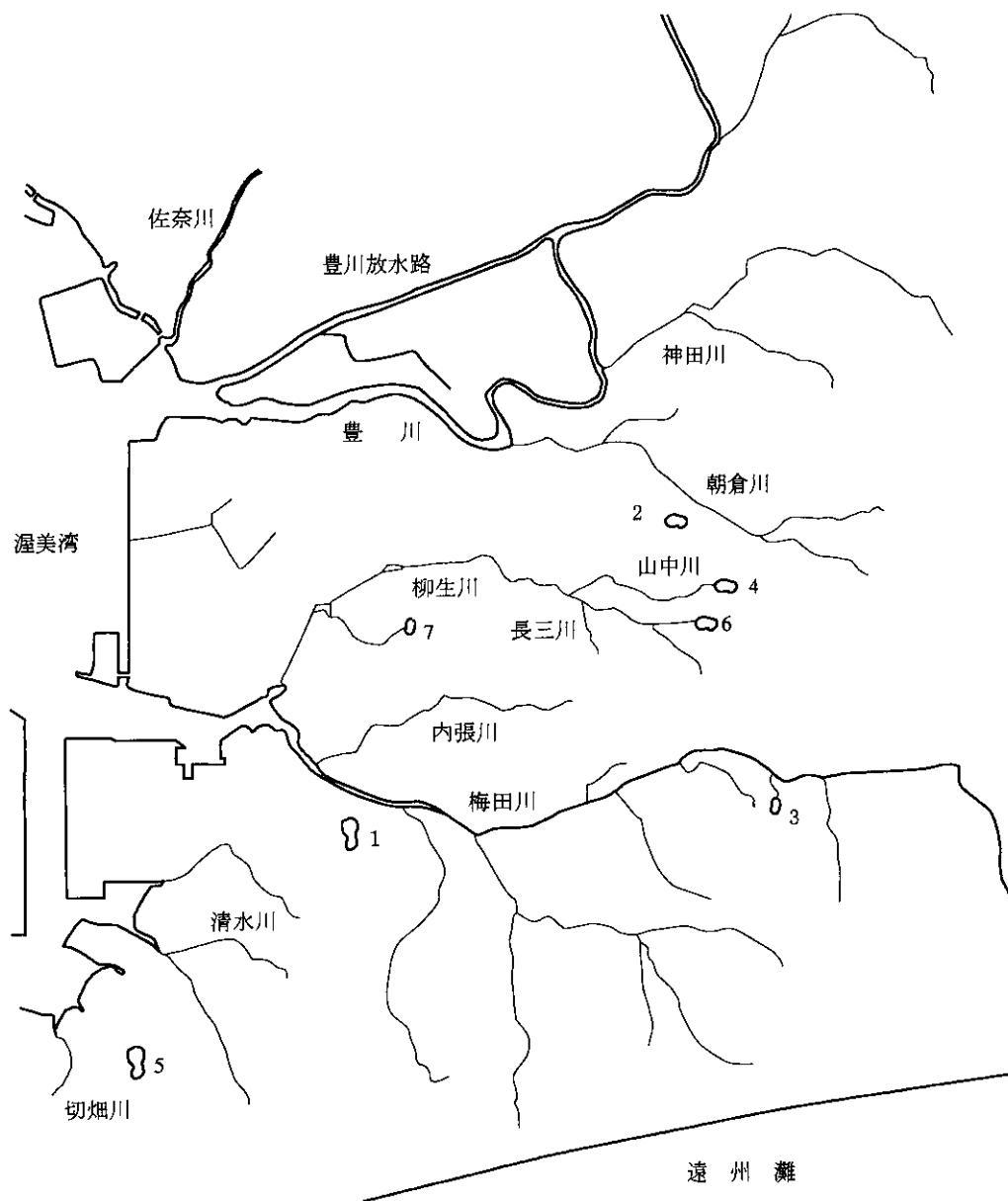


表2 - 生 - 20 池の調査地点

番号	池名	所在地
1	植田大池	植田町
2	水神池	岩田町
3	沢渡池	大岩町
4	上庄池	岩田町
5	七股池	杉山町
6	唐沢池	飯村町
7	鯨池	柱八番町

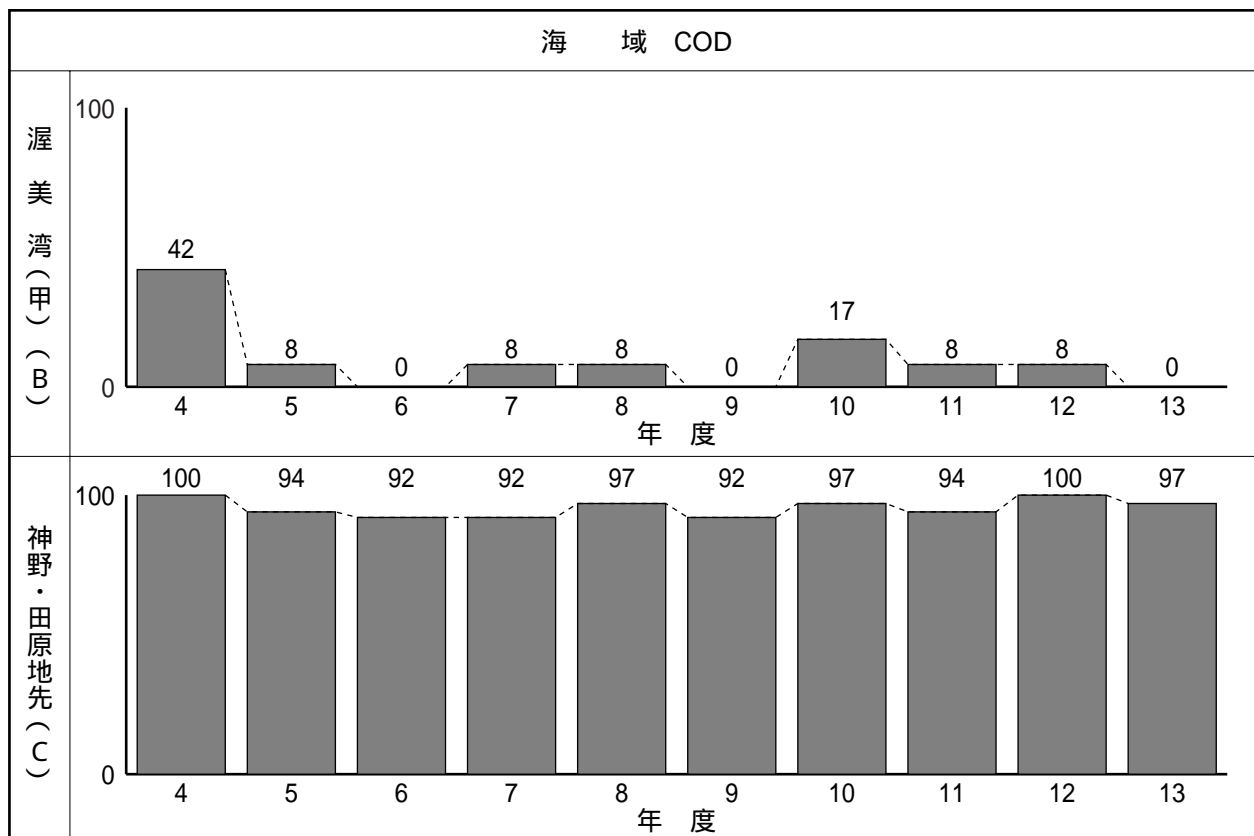
工．生活環境項目環境基準適合状況

表 2 - 生 - 21 環境基準適合率

河川名 海域名	類 型	調 査 地 点	pH		DO		BOD		COD		SS		全窒素		全 磷	
			適合率 (日数)	%	適合率 (日数)	%	適合率 (日数)	%	適合率 (日数)	%	適合率 (日数)	%	適合率 (日数)	%	適合率 (日数)	%
豊 川	A	3	36/ 36	100	34/ 36	94	32/ 36	89			36/ 36	100				
	B	2	25/ 25	100	25/ 25	100	21/ 25	84			25/ 25	100				
	小計	5	61/ 61	100	59/ 61	97	53/ 61	87			61/ 61	100				
豊川放水路	C	1	12/ 12	100	12/ 12	100	12/ 12	100			12/ 12	100				
梅 田 川	C	4	49/ 50	98	49/ 50	98	20/ 50	40			50/ 50	100				
佐 奈 川	D	1	12/ 12	100	12/ 12	100	11/ 12	92			12/ 12	100				
河 川 計		11	134/135	99	132/135	98	96/135	71			135/135	100				
渥美湾(甲)	B	1	11/ 12	92	12/ 12	100			3/ 12	25						
神野・田原 地先海域	C	3	35/ 36	97	36/ 36	100			34/ 36	94						
三河湾(口)		4											19/ 48	40	7/ 48	15
海 域 計		4	46/ 48	96	48/ 48	100			37/ 48	77			19/ 48	40	7/ 48	15

(注) 適合率(%) = (環境基準に適合した日数) / (総測定日数) × 100

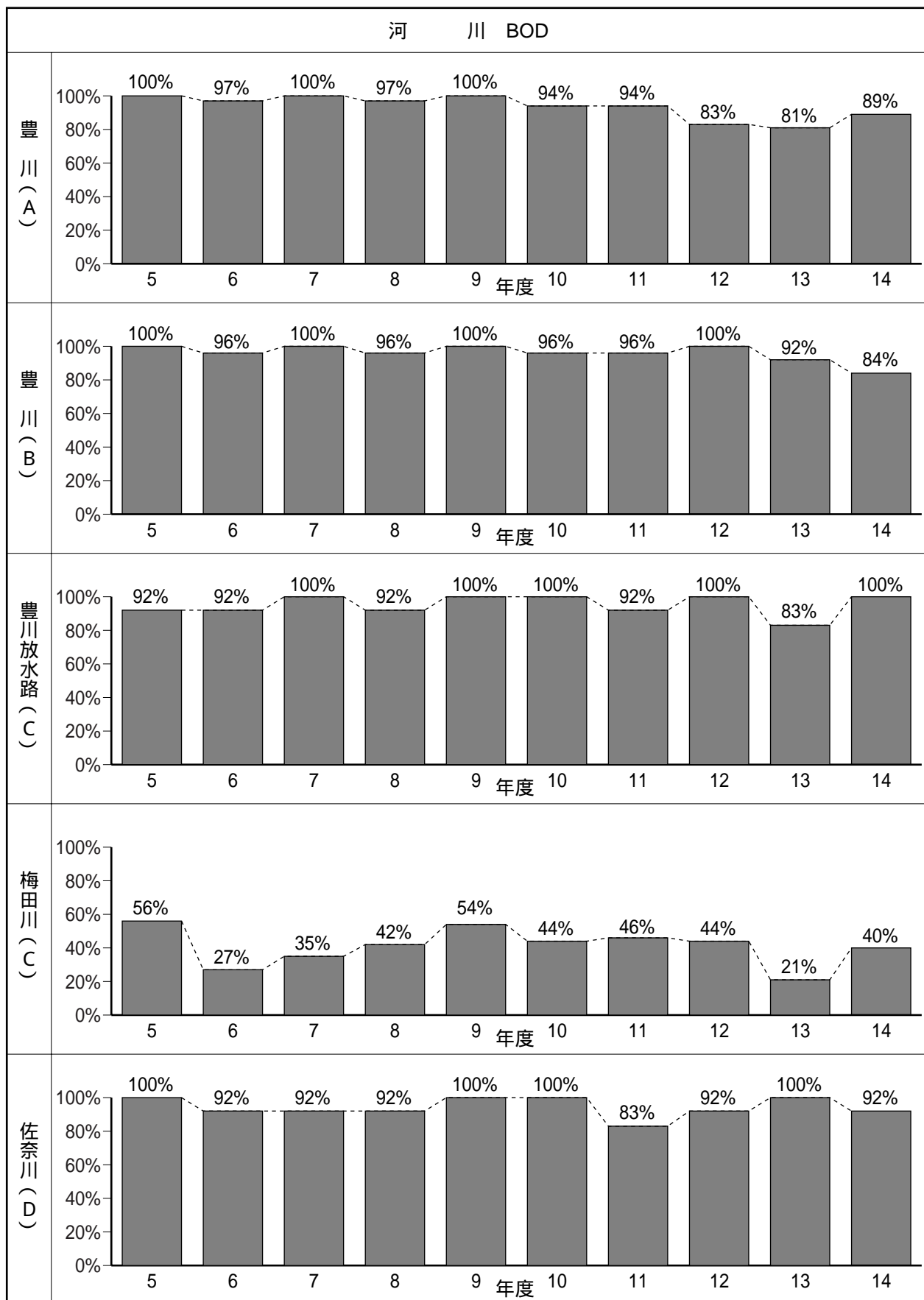
図 2 - 生 - 11 環境基準適合率の経年変化



(注) ■部分及び数値は環境基準適合率(%)である。



図2 - 生 - 12 河川の環境基準適合率の経年変化



(注) ■部分及び数値は環境基準適合率(%)である。  
 佐奈川については平成10年度までは、E類型での評価である。

オ．河川の水質調査結果  
 BOD75%値経年変化  
 図2 - 生 - 13

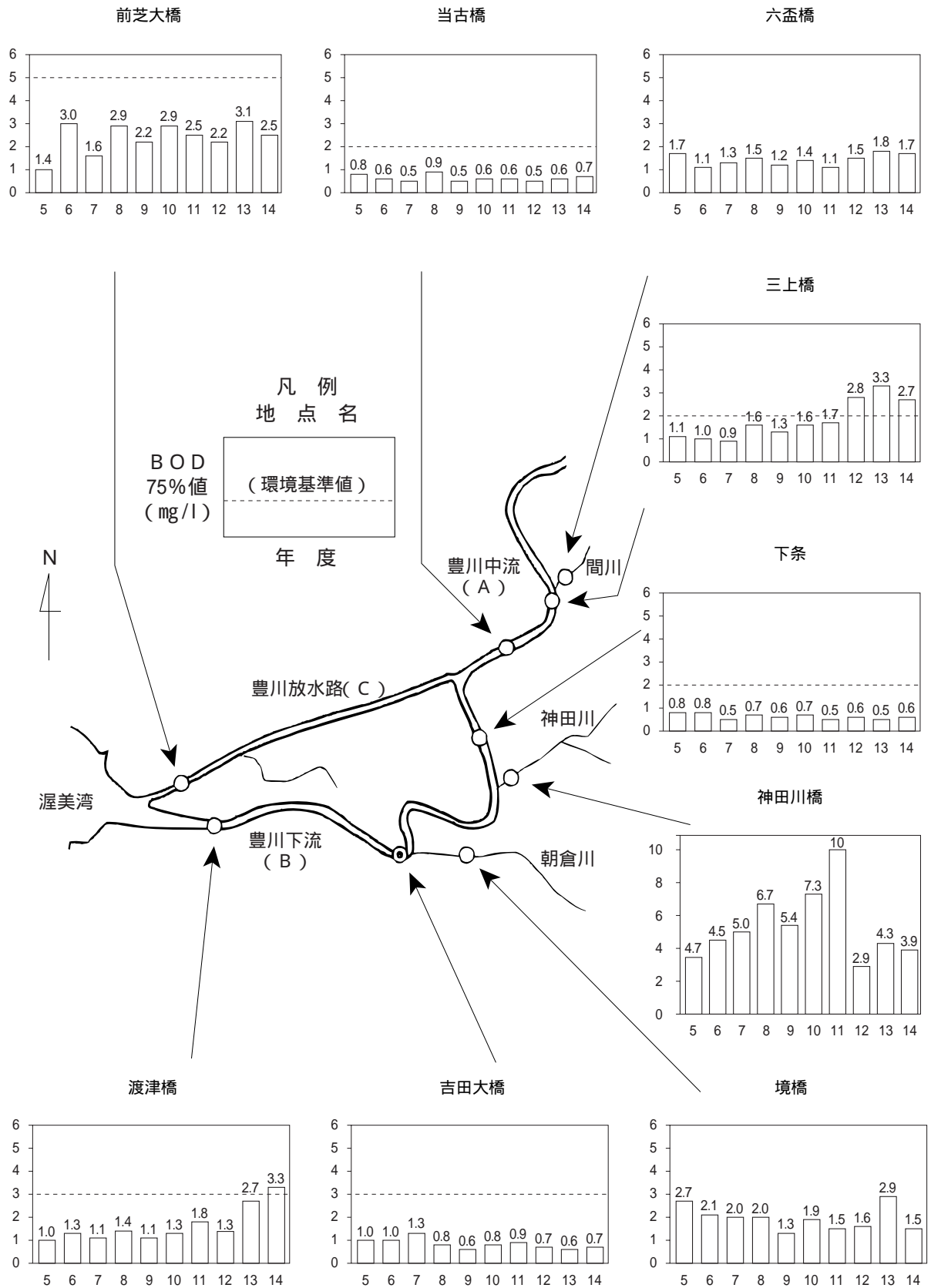
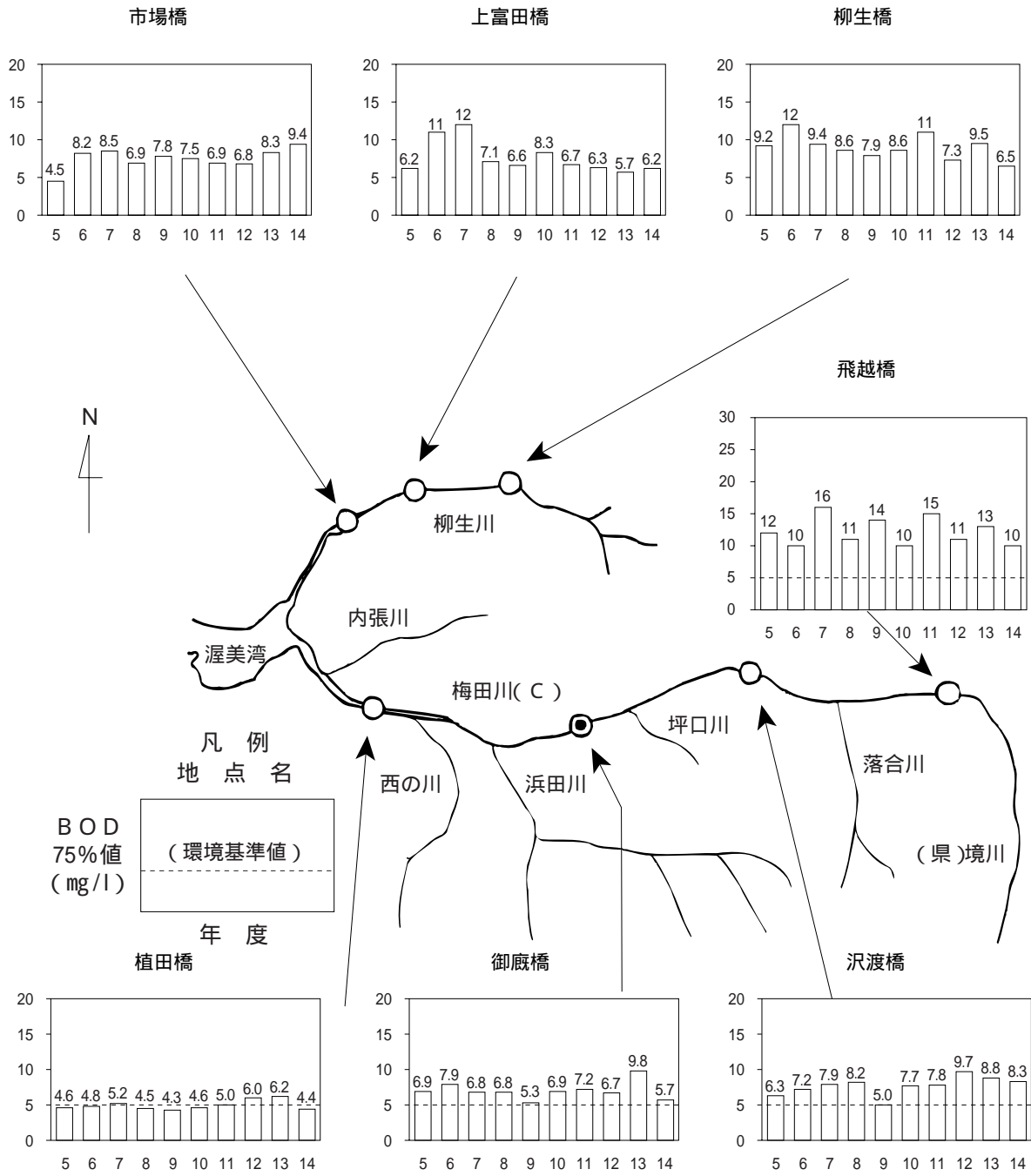
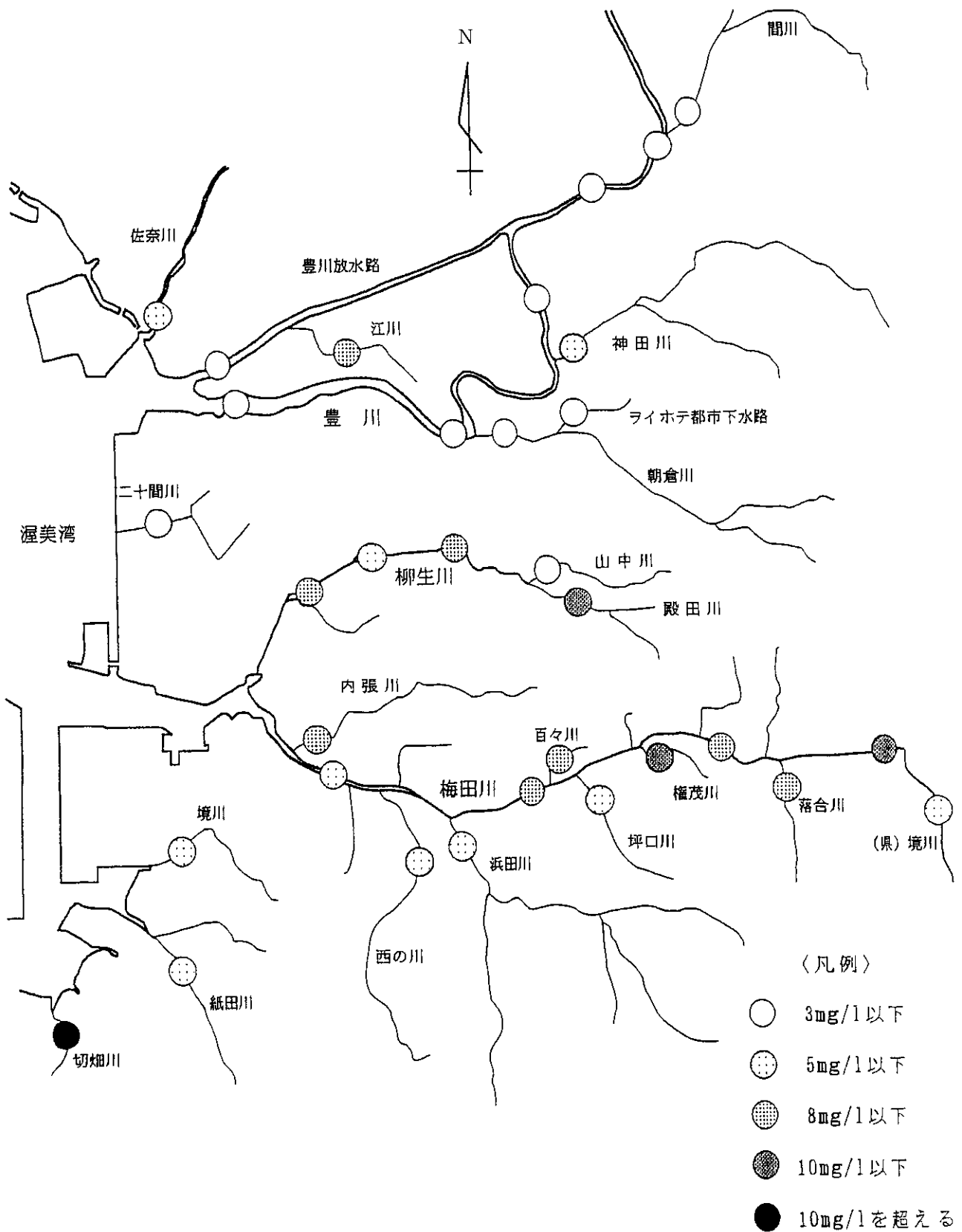


図2 - 生 - 14



BOD平均値による河川汚濁状況

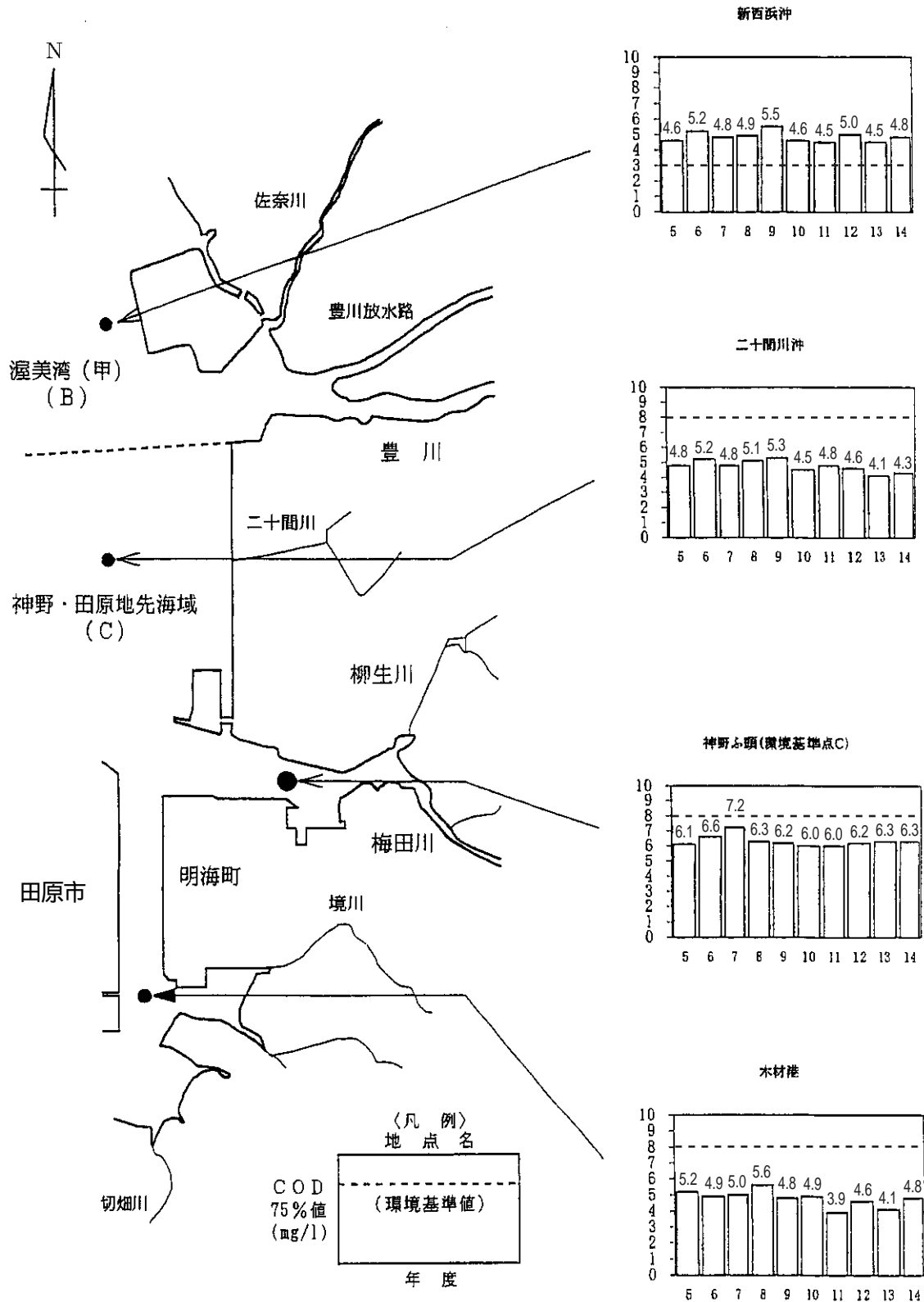
図2 - 生 - 15



カ．海域の水質調査結果

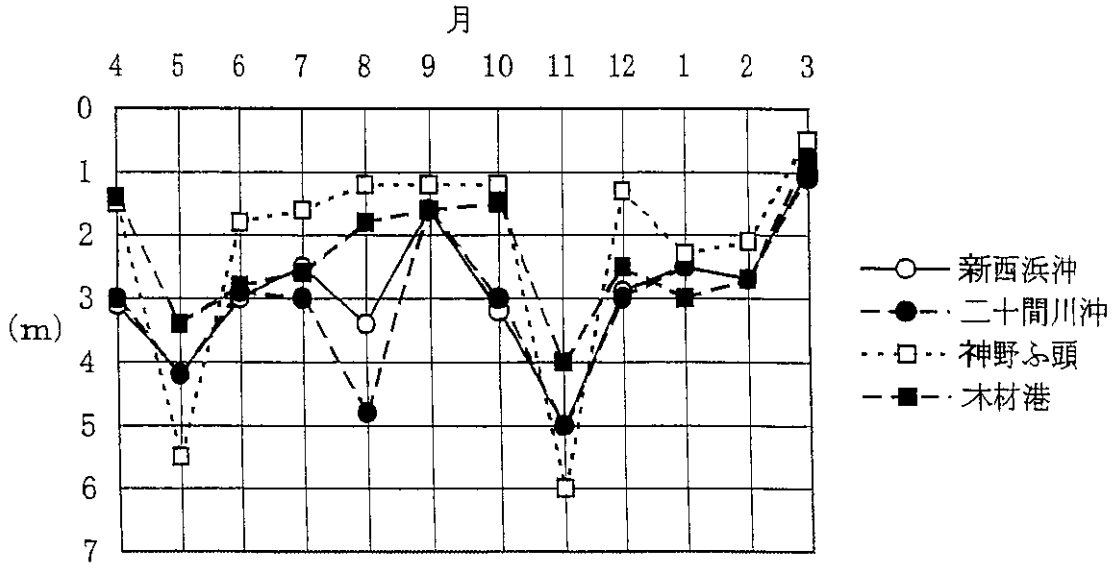
COD75%値経年変化

図2 - 生 - 16



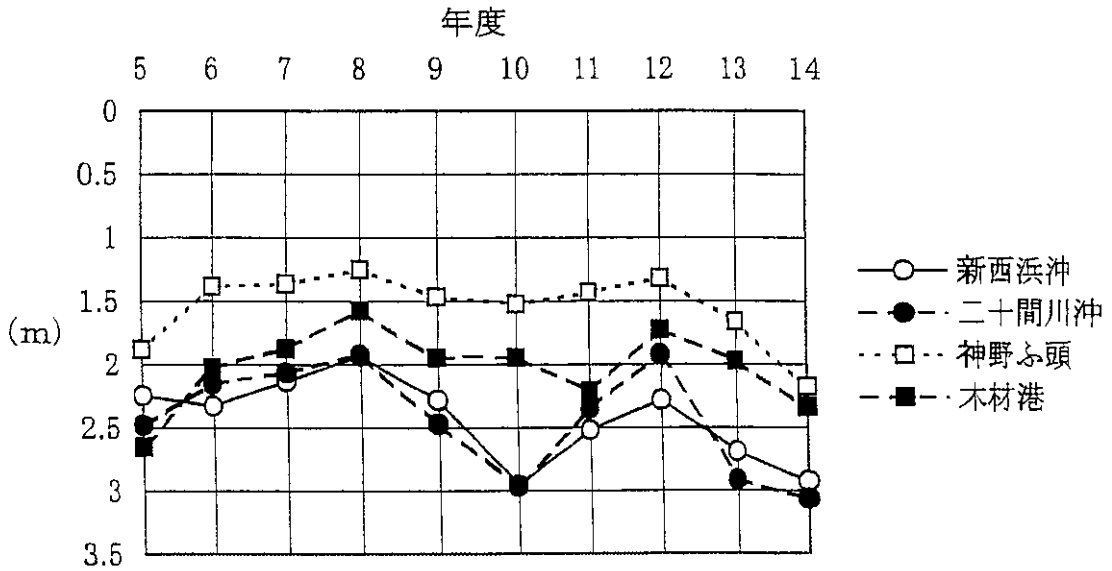
透明度の経月変化

図2 - 生 - 17



透明度の経年変化

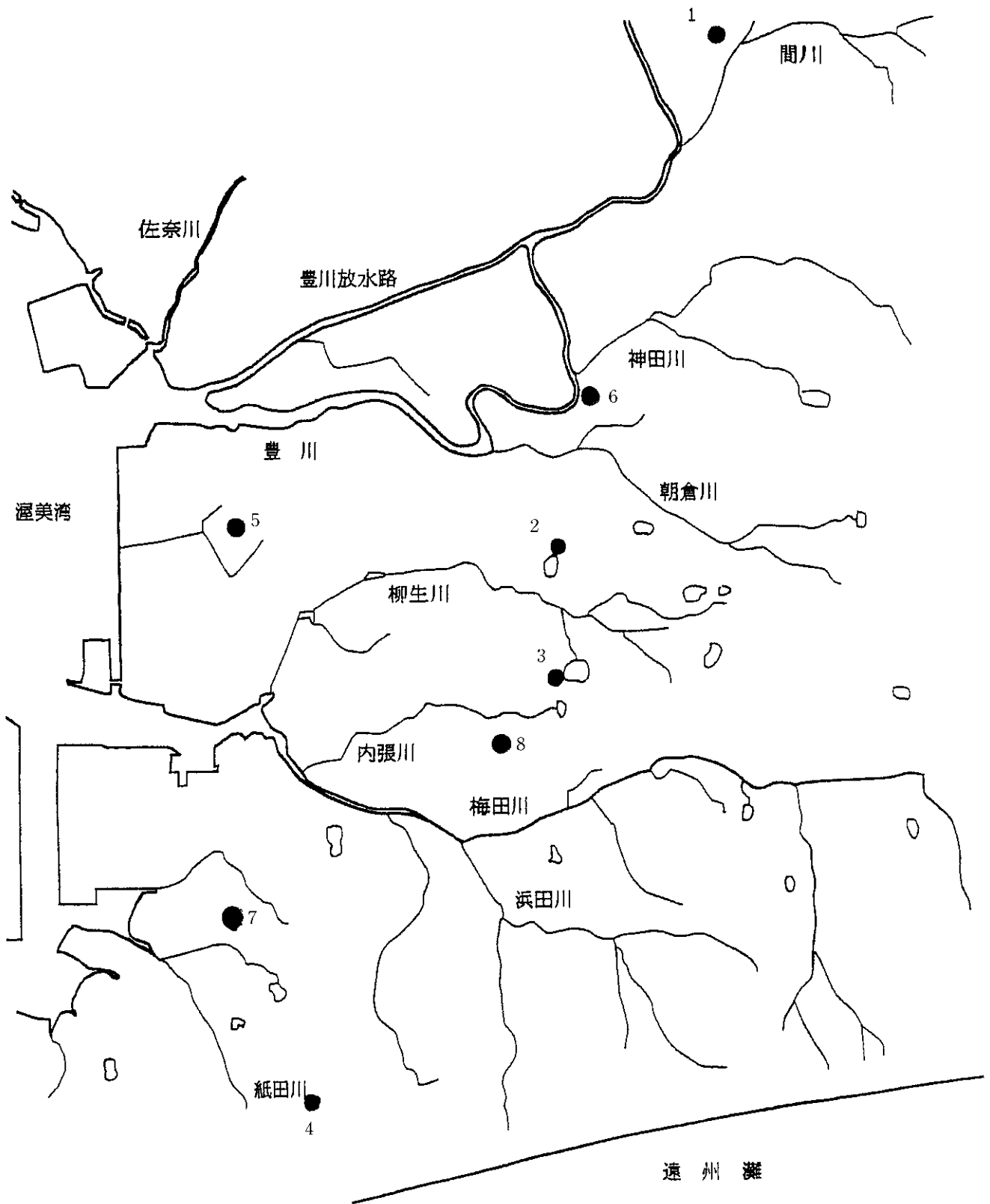
図2 - 生 - 18



キ. 地下水の水質調査結果

地下水質調査地点図

図2 - 生 - 19



地下水調査結果

表2 - 生 - 22

調 査 地 点		1. 賀茂町	2. 向山町	3. 佐藤町	4. 東赤沢町
環 境 基 準 項 目	カ ド ミ ウ ム (mg/ )	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
	全 シ ア ン (mg/ )	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1
	鉛 (mg/ )	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
	六 価 ク ロ ム (mg/ )	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04
	砒 素 (mg/ )	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
	総 水 銀 (mg/ )	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	ア ル キ ル 水 銀 (mg/ )				
	P C B (mg/ )	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	ジ ク ロ ロ メ タ ン (mg/ )	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	四 塩 化 炭 素 (mg/ )	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
	1, 2 - ジ ク ロ ロ エ タ ン (mg/ )	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004
	1, 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン (mg/ )	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/ )	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004
	1, 1, 1 - トリクロロエタン (mg/ )	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	1, 1, 2 - トリクロロエタン (mg/ )	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006
	トリクロロエチレン (mg/ )	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	テトラクロロエチレン (mg/ )	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	1, 3 - ジ ク ロ ロ プ ロ ペ ン (mg/ )	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
	チ ウ ラ ム (mg/ )	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006
	シ マ ジ ン (mg/ )	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
	チ オ ベ ン カ ル プ (mg/ )	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	ベ ン ゼ ン (mg/ )	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
	セ レ ン (mg/ )	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/ )	0.10	0.12	0.12	9.9
	ふ っ 素 (mg/ )	< 0.08	< 0.08	< 0.08	< 0.08
	ほ う 素 (mg/ )	0.05	0.02	< 0.02	< 0.02
	項要 監視	E P N (mg/ )	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006
ク ロ ル ニ ト ロ フ ェ ン (mg/ )		< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001
のそ 項の 目他	pH	7.7	7.2	6.3	6.0
	電 気 伝 導 率 (mS/m)	20	14	15	23

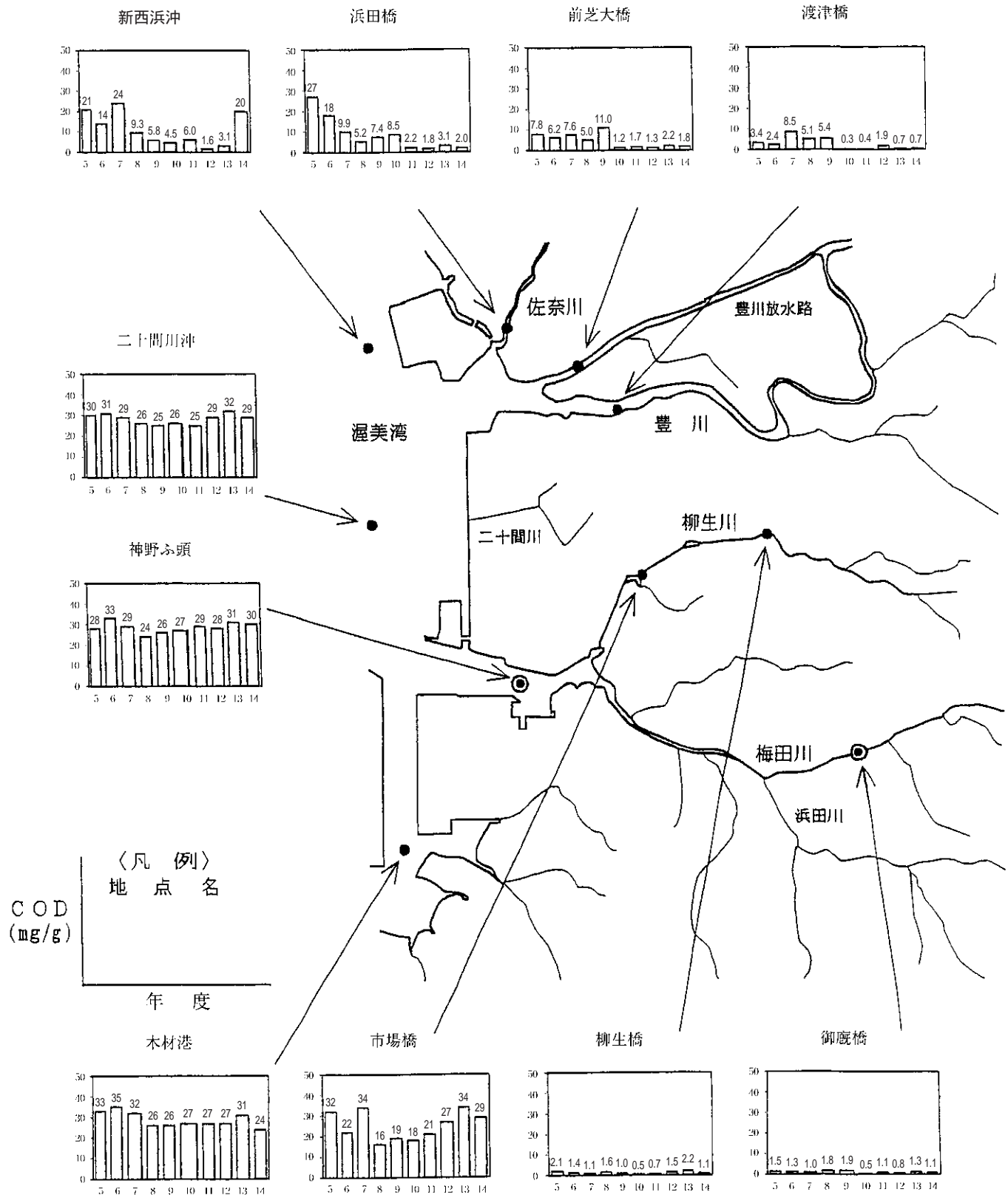


調 査 地 点		5. 青竹町	6. 牛川町	7. 老津町	8. 曙 町	
環 境 基 準 項 目	カ ド ミ ウ ム ( mg/ )	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	
	全 シ ア ン ( mg/ )	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	
	鉛 ( mg/ )	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	
	六 価 ク ロ ム ( mg/ )	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	
	砒 素 ( mg/ )	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	
	総 水 銀 ( mg/ )	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	
	ア ル キ ル 水 銀 ( mg/ )					
	P C B ( mg/ )	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	
	ジ ク ロ ロ メ タ ン ( mg/ )	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	
	四 塩 化 炭 素 ( mg/ )	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	
	1, 2 - ジ ク ロ ロ エ タ ン ( mg/ )	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	
	1, 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン ( mg/ )	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	
	シス-1,2-ジクロロエチレン ( mg/ )	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	
	1, 1, 1 - トリクロロエタン ( mg/ )	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	
	1, 1, 2 - トリクロロエタン ( mg/ )	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	
	トリクロロエチレン ( mg/ )	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	
	テトラクロロエチレン ( mg/ )	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	
	1, 3 - ジ ク ロ ロ プ ロ ベ ン ( mg/ )	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	
	チ ウ ラ ム ( mg/ )	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	
	シ マ ジ ン ( mg/ )	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	
	チ オ ベ ン カ ル プ ( mg/ )	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	
	ベ ン ゼ ン ( mg/ )	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	
	セ レ ン ( mg/ )	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	
	硝酸生窒素及び亜硝酸性窒素 ( mg/ )	0.12	7.8	0.10	10	
	ふ っ 素 ( mg/ )	< 0.08	< 0.08	< 0.08	< 0.08	
	ほ う 素 ( mg/ )	0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	
	項 要 監 目 視	E P N ( mg/ )	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006
		ク ロ ル ニ ト ロ フ ェ ン ( mg/ )	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001
	の そ 項 の 目 他	pH	7.6	7.0	6.9	6.0
電 気 伝 導 率 ( mS/m)		28	28	11	25	

ク.底質調査結果

CODの経年変化

図2 - 生 - 20



## (2) 事業場の調査及び指導

「水質汚濁防止法」では、特に汚水の発生する恐れのある施設を特定施設として定め、特定施設を設置し、汚水等を排出する工場・事業場（特定事業場）を規制の対象とし、特定施設の設置等についての届出義務や、排水基準に基づく規制の適用について定めている。

また、昭和55年7月からは従来の濃度規制に加え、伊勢湾流域の日平均排出水量50m<sup>3</sup>以上の特定事業場（指定地域内事業場）を対象に総量規制制度が導入されている。

特定事業場数は、平成15年3月末現在、819件で、これらを業種又は施設別で見ると、畜産農業203件、自動式車両洗浄施設127件、洗たく業88件が多く、この3業種及び施設で1 / 2以上となっていた。

このうち生活環境項目の排水基準規制対象となる特定事業場数は162件で、さらに総量規制基準の対象となる指定地域内事業場数は116件であった。

平成14年度において、健康項目を含む水質調査に係る立入検査を延209件（163事業場）実施した。

その結果、排水基準の違反件数は39件であり、業種・施設別で見ると畜産農業が15件で最も多くなっている。

排水基準違反を項目別で見るとBOD、SS、窒素などであり、これら排水基準違反事業場に対しては、汚水の処理の方法、施設の維持管理などについて文書により39件改善指導した。

また、指定地域内事業場に対しては、汚濁負荷量の削減指導を行うとともに、総量規制の適用を受けない小規模事業場等に対しても汚濁負荷量の削減対策を推進するため、愛知県が定めた「小規模事業場等排水対策指導要領」に基づき4事業場の立入検査を実施し、2事業場の改善指導を行った。

さらに、臨海部進出企業を主とする公害防止協定締結事業場については、公害の防止に関する協定第3条による採水立入調査を実施し、指導基準を超過した事業場に対して改善指導を行った。

ア.立入調査結果  
 特定事業場  
 表2 - 生 - 23

号番号	業種又は施設名	水質調査立入延件数	基準違反事業場延件数	違反項目	文書指導
1 - 2	畜産農業又はサービス業	40	15	pH、BOD、SS、T - N、T - P	15
2	畜産食料品製造業	9	3	SS、T - N、T - P	3
3	水産食料品製造業	5	2	BOD、T - P	2
4	野菜、果実原料の保存食料品製造業	3			
5	みそ、しょう油等製造業	1			
9	米菓製造業又はこうじ製造業	1			
11	動物系飼料又は有機質肥料製造業	1	1	T - N	1
17	豆腐又は煮豆製造業	1	1	T - N	1
18 - 2	冷凍調理食品製造業	3	2	COD、T - N、T - P	2
19	紡績業又は繊維製品製造業	3	2	COD	2
21	化学繊維製造業	2			
21 - 3	合板製造業	1			
23	パルプ、紙又は紙加工品製造業	5			
33	合成樹脂製造業	1			
53	ガラス又はガラス製品製造業	4	1	pH、SS	1
55	生コンクリート製造業	2			
59	砕石業	5			
61	鉄鋼業	1			
63	金属製品製造業又は機械器具製造業	6			
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	16	3	BOD、SS、T - N	3
66	電気めっき施設	9	2	T - N	2
66 - 2	旅館業	4			
66 - 3	共同調理場	1			
66 - 4	弁当仕出屋又は弁当製造業	7	3	BOD、SS、T - P	3
66 - 5	飲食業	1			
67	洗たく業	4			
68 - 2	病院	3			
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業	2			
70 - 2	自動車分解整備事業	1			
71	自動式車両洗浄施設	4			
71 - 2	研究、試験、検査機関	7			
71 - 4	産業廃棄物処理施設	8	1	BOD	1
71 - 5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	2			
72	し尿処理施設	22	1	pH	1
73	下水道終末処理施設	13			
74	特定事業場からの排出水の処理施設	4	1	pH、T - N	1
	指定地域特定施設（浄化槽）	7	1	T - N	1
	計	209	39		39

公害防止協定事業場  
 表2 - 生 - 24

事業場数	採水立入		指導基準不適合状況		改善指導
	事業場数	検体数	延件数	主な項目	
100	29	38	9	pH、BOD、COD、SS	9

## イ．水質総量規制制度

水質の総量規制制度は、人口や産業等が集中し、汚濁が著しい広域的な閉鎖性水域について、排水濃度規制のみによっては水質環境基準の維持達成が困難である場合に当該水域の水質に影響を及ぼす汚濁負荷量を全体的に削減しようとする制度があり、昭和53年6月13日（公布）に水質汚濁防止法等の一部改正により導入（昭和54年6月12日）され、昭和54年以降、四次にわたり実施されてきた。

この結果、伊勢湾では指定地域内における化学的酸素要求量（以下、「COD」という。）に係る汚濁負荷量は着実に減少してきているが、環境基準の達成が未だ十分でないことから、愛知県知事は国が定めた総量削減基本方針を受けて、平成14年7月12日にCOD、窒素及びリンの汚濁負荷量を削減するため第五次総量規制基準を定め、平成14年10月1日より適用することとした。

これにより総量規制の対象となる指定地域内事業場（指定地域内の特定事業場で日平均排水量が50m<sup>3</sup>以上のもの。）はCODに加え、窒素、リンも含めた総量規制基準の遵守義務が課せられることとなった。

CODに係る総量削減計画の経緯及び窒素、リンに係る削減目標量

表 2 - 生 - 25

区 分		第一次	第二次	第三次	第四次	第五次
総量削減計画策定年月		昭和55年4月	昭和62年5月	平成3年3月	平成8年7月	平成14年7月
目 標 年 度		昭和59年度	平成元年度	平成6年度	平成11年度	平成16年度
負荷量	(前)	172トン/日 (昭和54年度)	163トン/日 (昭和59年度)	153トン/日 (平成元年度)	136トン/日 (平成6年度)	122トン/日 (平成11年度)
	(後)	163トン/日 (昭和59年度)	153トン/日 (平成元年度)	136トン/日 (平成6年度)	122トン/日 (平成11年度)	110トン/日 (平成16年度 の目標)

表 2 - 生 - 26

		削減目標量(トン/日)	(参考) 平成11年度における量(トン/日)
窒 素	生活排水	37	39
	産業排水	15	16
	その他	21	23
	合 計	73	78
リ ン	生活排水	3.5	3.8
	産業排水	2.1	2.2
	その他	2.0	2.7
	合 計	7.6	8.7

特定事業場数

表2 - 生 - 27

平成15年3月31日現在

号番号	業種又は施設名	規制事業場内訳数					計	特定事業場数			指定地域内の事業場数
		20以上 50未満	50以上 100未満	100以上 200未満	200以上 400未満	400以上		規制	未規制	計	
1-2	畜産農業又はサービス業	18	11	5			16	34	169	203	196
2	畜産食料品製造業	2	3	1	1	3	8	10	9	19	19
3	水産食料品製造業	1	1	3		1	5	6	15	21	21
4	野菜、果実原料の保存食料品製造業			1	2		3	3	7	10	9
5	みそ、しょう油等製造業				1		1	1	4	5	5
9	米菓製造業又はこうじ製造業		1				1	1		1	1
10	飲料製造業								1	1	1
11	動物系飼料又は有機質肥料製造業					1	1	1	1	2	2
16	めん類製造業								5	5	5
17	豆腐又は煮豆製造業				1		1	1	10	11	11
18-2	冷凍調理食品製造業	1			1		1	2	1	3	3
19	紡績業又は繊維製品製造業	1			1		1	2	1	3	3
21	化学繊維製造業					1	1	1		1	1
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業								1	1	1
21-3	合板製造業	1						1	3	4	4
23	パルプ、紙又は紙加工品製造業					1	1	1		1	1
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業								8	8	8
33	合成樹脂製造業		1				1	1		1	1
53	ガラス又はガラス製品製造業	1		1			1	2		2	2
54	セメント製品製造業								10	10	10
55	生コンクリート製造業			2		2	4	4	12	16	16
59	砕石業	3	2				2	5		5	5
61	鉄鋼業					1	1	1		1	1
62	非鉄金属製造業								1	1	1
63	金属製品製造業又は機械器具製造業		1	1	1	1	4	4	13	17	17
64	ガス供給業又はコークス製造業					1	1	1		1	1
64-2	水道施設								3	3	3
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	2	2	2		2	6	8	6	14	14
66	電気めっき施設	2		2		1	3	5	2	7	7
66-2	旅館業	4			1		1	5	44	49	47
66-3	共同調理場		1				1	1	3	4	4
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業		4	1			5	5	2	7	7
66-5	飲食業								4	4	4
67	洗たく業	1	1	1			2	3	85	88	88
68	写真現像業								23	23	23
68-2	病院				4		4	4	2	6	6
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業					1	1	1		1	1
69-3	地方卸売市場								1	1	1
70-2	自動車分解整備事業								11	11	11
71	自動式車両洗浄施設	4	1				1	5	122	127	126
71-2	研究、試験、検査機関					1	1	1	11	12	12
71-4	産業廃棄物処理施設		1	2			3	3	3	6	5
71-5	トリクロエチレン又はテトラクロエチレン又はジクロメタによる洗浄施設	1						1	1	2	2
72	し尿処理施設	2	6	4	5	6	21	23		23	23
73	下水道終末処理施設				1	6	7	7		7	7
74	特定事業場からの排出水の処理施設	2						2	3	5	5
	指定地域特定施設（浄化槽）		4	1	1		6	6	60	66	66
	計	46	40	27	20	29	116	162	657	819	807

(注) 規制・未規制は、生活環境項目に係る区分

ウ．小規模事業場排水対策

昭和56年2月、愛知県は水質汚濁防止法対象事業場のうち総量規制の適用されない事業場（日平均排水量が50m<sup>3</sup>未満のもの）等に対して汚濁負荷量の削減を行うため、「小規模事業場等排水対策指導要領」を定めた。

この要領による指導値及び事業場数を表2 - 生 - 28に示す。平成14年度は4事業場について採水立入検査を実施し、このうち2事業場に対して改善指導を行った。

表2 - 生 - 28

平成15年3月31日現在

項 番 号	1		2	
区 分	特定事業場であって日平均排水量が50m <sup>3</sup> 未満のもの		その他のもので日平均排水量が20m <sup>3</sup> 以上のもの	次に掲げるもののうち日平均排水量が50m <sup>3</sup> 以上のもの (1) 集団給食施設、飲食店 (2) 段ボール製造業の用に供するコルゲートマシン
	県条例による上乘せ排水基準が適用されるもの			
	昭和56年7月1日より前に設置されているもの	昭和56年7月1日以降に設置されているもの		
排水の種類	特定排水（注1）		排水	
CODの指導値（mg / ）	（注2） 告示別表の業種区分に応じた値		160	
	表第3欄の（1）の値	表第3欄の（3）の値		
事業場数	21	18	12	1

備 考

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第88号）の改正に伴い、新たに追加された特定施設のみを設置している工場又は事業場については、第2欄中に「昭和56年7月1日」とあるのを「昭和58年1月1日」と読み替えて適用する。

（注）

- 1．排水のうち、特定事業場において事業活動その他の人の活動に使用された水であって、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のものをいう。
- 2．水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく総量規制基準に係る告示（昭和55年愛知県告示第622号）

エ．水質汚濁防止法に基づく届出件数

表 2 - 生 - 29 水質汚濁防止法に基づく届出件数

平成15年 3月31日現在

号番号	業種又は施設名	5 設置	6 使用	6-3 汚染 状態	7 構造 変更	10 氏名 変更	10 廃止	11 承継	14-3 測定 手法	計
1 - 2	畜産農業又はサービス業	2		11	3		3	2		21
2	畜産食料品製造業	1		2	2	2				7
3	水産食料品製造業			1		1			1	3
4	野菜、果実原料の保存食料品製造業			1	2	1	3			7
5	みそ、しょう油等製造業	1					1			2
9	米菓製造業又はこうじ製造業									
10	飲料製造業			1						1
11	動物系飼料又は有機質肥料製造業									
16	めん類製造業			1						1
17	豆腐又は煮豆製造業			1			1			2
18 - 2	冷凍調理食品製造業	1				1				2
19	紡績業又は繊維製品製造業									
21	化学繊維製造業									
21 - 2	一般製材業又は木材チップ製造業									
21 - 3	合板製造業			1		1				2
23	パルプ、紙又は紙加工品製造業	1			1		1	1		4
23 - 2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業			2		2				4
33	合成樹脂製造業									
47	医薬品製造業									
53	ガラス又はガラス製品製造業									
54	セメント製品製造業							1		1
55	生コンクリート製造業	3			3		2			8
59	砕石業									
60	砂利採取業									
61	鉄鋼業	1								1
62	非鉄金属製造業									
63	金属製品製造業又は機械器具製造業	3			4		2			9
64	ガス供給業又はコークス製造業									
64 - 2	水道施設				1	3				4
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	1		1	4	1	3			10
66	電気めっき施設				1	1				2
66 - 2	旅館業			3			1	3		7
66 - 3	共同調理場									
66 - 4	弁当仕出屋又は弁当製造業									
66 - 5	飲食業			1						1
67	洗たく業	3		7	1	4	3	2		20
68	写真現像業	1		2		1	1			5
68 - 2	病院									
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業	1				1			1	3
69 - 3	地方卸売市場									
70 - 2	自動車分解整備事業									
71	自動式車両洗浄施設	7		5	1	6	6	1		26
71 - 2	研究、試験、検査機関					1				1
71 - 4	産業廃棄物処理施設							2		2
71 - 5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設					1	1			2
72	し尿処理施設	1		1	1	3	1		1	8
73	下水道終末処理施設					3			1	4
74	特定事業場からの排出水の処理施設									
	指定地域特定施設（浄化槽）			2		7	1			10
	計	27		43	24	40	30	12	4	180